# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1021回

令和3年12月23日(木)

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第1021回 議事録

# 1. 日時

令和3年12月23日(木)14:30~15:10

# 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

## 3. 出席者

# 担当委員

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

# 原子力規制庁

小野 祐二 審議官

田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)

止野 友博 安全管理調查官

髙橋 丈志 管理官補佐

立元 恵 管理官補佐

中房 悟 上席安全審査官

深堀 貴憲 上席安全審査官

石井 徹哉 主任安全審查官

安田 昌宏 主任安全審査官

# 関西電力株式会社

佐藤 拓 原子力事業本部 副事業本部長

小川 文司 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ チーフマネジャー

沼田 健 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ マネジャー

目木 義久 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ マネジャー 木村 賢之 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ リーダー

長谷川 寛 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ

安藤 明宏 原子力事業本部 原子力土木建築センター 部長

田中 和樹 原子力事業本部 原子力土木建築センター 副長

江田 学司 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全技術グループ マネジャ

\_

鈴江 和昌 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全技術グループ リーダー

中野 利彦 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ マネジ

ヤー

辻川 敬祐 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ リーダ

\_

藤崎 恭史 原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ

吉沢 浩一 原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー

長田 将俊 原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ

松原 秋登 原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ

岩城 隆則 高浜発電所 安全·防災室 係長

藤原 良治 大飯発電所 安全・防災室 係長

松田 勇 大飯発電所 安全・防災室 担当

#### 4. 議題

- (1) 関西電力(株) 美浜発電所第3号機、高浜発電所第1・2・3・4号機及び大飯発電所第3・4号機の設計及び工事の計画の審査について並びに高浜発電所及び大飯発電所の保安規定変更認可申請について
- (2) その他

# 5. 配付資料

資料1-1-1 美浜3号機、高浜1,2号機及び大飯3,4号機 設計及び工事計画認可申請に係る審査会合における指摘事項への回答について 【大山生竹テフラの噴出規模見直しに対する対応】

- 資料1-1-2 美浜3号機、設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テフラ 噴出規模見直しに係る対応
- 資料1-1-3 高浜1,2号機 設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テ フラ噴出規模見直しに係る対応
- 資料1-1-4 大飯3,4号機 設計及び工事計画に係る補足説明資料 大山生竹テ フラ噴出規模見直しに係る対応
- 資料1-2-1 高浜3,4号炉 大飯3,4号炉 原子炉施設保安規定変更認可申請に 係る審査会合における指摘事項への回答について【大山生竹テフラの 噴出規模見直しに係る運用変更】
- 資料1-2-2 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 審查資料
- 資料1-2-3 大飯発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

## 6. 議事録

〇山中委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第1021回会合を開催します。本日の議題は、議題1、関西電力株式会社、美浜発電所3号機、高浜発電所1・2・3・4号機及び大飯発電所3・4号機の設計及び工事の計画の審査について並びに高浜発電所及び大飯発電所の保安規定変更認可申請についてです。本議題については、内容に関連性のあることから、設工認及び保安規定を一体として審査するものです。本日はプラント関係の審査ですので、私が出席いたします。本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合には、お互いにその旨を伝えるようお願いをいたします。それでは議事に入ります。設工認申請についての資料の説明をお願いいたします。

〇佐藤(関西電力) 関西電力の佐藤です。大山生竹テフラの噴出規模見直しに係る設工 認並びに保安規定につきましては、先月11月25日の審査会合におきまして、代表プラント である高浜の3・4号について、ご指摘事項への回答をいたしました。本日は、代表プラ ント以外のプラントについてご説明いたします。また、保安規定につきましては、前回審 査会合での追加の御指摘に対する回答もいたします。それでは、説明を沼田から行います。 説明を始めてください。

○沼田(関西電力) 関西電力の沼田です。本日の説明は、設工認及び保安規定の指摘事項への回答になりますが、まずは設工認関係について説明させていただきます。資料は右

肩資料1-1-1、美浜3号機、高浜1,2号機及び大飯3,4号機設計及び工事計画認可申 請に係る審査会合における指摘事項への回答を用いて御説明いたします。右肩1ページを お願いします。前回の審査会合では、代表プラントである高浜3・4号機について指摘事 項への回答を行いました。今回は、高浜3・4号機以外のプラントに対して回答させてい ただきます。右肩2ページをお願いします。まずはコメントNo.1への回答ということで、設 置許可との整合性です。設置許可との整合性についての確認内容は、代表プラントである 高浜3・4号機と同様になります。確認内容の下線部ですが、DNP設置許可では、層厚以外 の記載は変更不要と整理しております。次の○ですけれども、設工認の基本設計方針を確 認した結果、層厚変更に伴い、変更が必要となる箇所は、層厚のみであり、また、その他 の基本設計方針については、既設工認から変更がなく、設置許可と整合していることを確 認しております。具体例を表中に記載しております。変更した箇所として、層厚について は、表中の下線部ですが、DNP設置許可にて、最大層厚を美浜は22センチ、大飯は25センチ、 高浜は27センチに変更しましたので、設工認の基本設計方針についても、層厚を変更して おります。一方、変更していない箇所の一例として、荷重の組み合わせに関する記載を下 段に記載しております。DNP設置許可では、荷重の組み合わせについては、層厚変更の影響 を受けないことから変更しておらず、設工認側も変更しておりません。その他の箇所も同 様に設置許可と整合しているということを確認しております。右肩3ページをお願いしま す。コメント(No.2)への回答ということで、火山灰の影響因子に対する整理です。評価 対象とする影響因子の考え方は、代表プラントである高浜3・4号機と同様となります。 評価対象とする影響因子の考え方、下線部で説明させていただきます。DNP設置許可では、 火山灰の影響因子ごとに個別評価を行った結果、層厚変更により、評価結果が変わる影響 因子は、荷重と閉塞でありました。荷重につきましては、構造強度評価を、設工認の添付 資料に示しております。閉塞につきましては、設計方針に変更がないことから、申請書の 変更は行っておりません。その下の申請書の変更が不要な理由についても、高浜3・4号 機と同じ理由で変更不要としているものでございます。 右肩4ページをお願いします。 コメ ントNo.3への回答ということで、今回の設工認では、タンク屋根板の評価条件の変更と、 建屋の評価手法変更がございますが、まずは、タンク屋根板の評価条件の変更について説 明させていただきます。DNP設工認の申請時には、屋根板の評価温度を、周囲環境温度に設 定し、申請書での強度評価及び補足説明資料での除灰要員荷重の影響確認を実施しており ました。しかしながら、既工認では、屋根板の評価温度として、最高使用温度を用いてい

ることから、以下のフローに基づき評価温度を設定することといたしまして、申請書での 強度評価の屋根板評価温度は、既工認と同じ条件である最高使用温度に戻すことにいたし ました。左のフローが当初申請でのフロー、で、右側が今回見直し後のフローになります。 当初申請では、左のフロー図の一番上のひし形ですけれども、周囲環境温度での評価を行 い、評価結果が満足することを確認しておりました。それに対して、右側の見直し後のフ ローでは、まずは既認可と同様、最高使用温度での評価を行うようフロー変更したという ものでございます。点線より下側は、補足説明資料での除灰要員荷重での影響確認となり、 後ろのページのほうでまたご説明をさせていただきます。冒頭の文章の3つ目の丸ですけ れども、本内容、すなわち評価温度を既工認と同じ条件に戻すということについては、今 後の設工認の補正時に反映する予定でございます。 右肩5ページをお願いします。 評価温度 を元に戻すことによる各設備の応力評価結果の概算値になります。いずれの設備において も、発生応力が許容応力を満足するということを確認しております。右肩6ページをお願い します。次に建屋の評価手法変更について説明いたします。変更内容につきましては、代 表プラントである高浜3・4号機と同様になります。この点線の枠内については、前回審 査会合の高浜3・4号機の内容から、下線部のプラント固有の建屋名称が書かれていた記 載のみ変更しているものでございます。また、高浜3・4号機と同様に建屋については層 厚変更による荷重の増加に伴い、新規制基準適合時の工事計画で用いた簡易な評価手法で は、保守的に設定される基準値を超える場合があることから、今回設工認では、評価対象 となる全ての建屋について、評価手法を荷重による評価から、応力度による評価に変更し ているというものでございます。 右肩7ページをお願いします。 続いて、今回設工認での評 価手法の保守性について、説明いたします。保守性の考え方につきましても、高浜3・4 号機と同様のものになります。下の評価手法の比較表をお願いします。左側が、新規制基 準適合時の工事計画の評価手法、右が今回設工認での評価手法です。右の今回設工認での 評価手法における建屋の許容値は、新規制基準適合時の工事計画と同様に、許容限界であ る終局耐力ではなく、評価基準値として保守的に短期許容応力度としております。よって、 今回設工認での評価手法は保守性を有しているというものでございます。右肩8ページを お願いします。御指摘事項(No.4)、評価対象部位の網羅性・代表制について説明いたし ます。評価対象部位の選定の考え方は、評価対象となる設備及び建屋の構造に違いがない ことから、代表プラントである高浜 3・4 号機と同様となります。枠内の2つ目の丸ですが、 建屋は先ほど説明したとおり、評価手法を変更しており、評価対象部位を選定する必要が

あることから、左下の選定フローに基づき、屋根スラブと梁を評価対象部位として選定し ております。この評価対象部位の選定の考え方は、高浜3・4号機と同様に、現状申請内 容から変更しておりますので、現状申請内容からの変更点をご確認ください。現状申請内 容においては、トラスと一次部材の梁は、評価対象部位としておりませんでしたが、水平 材として屋根を構成する部位でもあることから、説明性をより向上させるため、評価対象 部位に含めることといたしました。本内容は、今後の設工認の補正時に反映予定です。右 肩9ページをお願いします。建屋の評価対象部位の選定の考え方の詳細についても、高浜 3・4号機と同様ですが、表に整理しているとおりの内容となります。右肩10ページをお 願いします。御指摘事項No.5ということで、除灰要員荷重の実運用との比較について説明 いたします。除灰要員荷重に対する影響確認として、荷重条件は、除灰要員を1平米ごとに 配置したときの荷重を想定しております。左側の列に、影響確認の対象となる施設、真ん 中の列に、評価に使用する荷重条件としての除灰要員の人数、それから右側の列に、実際 の運用条件としての除灰要員の人数を記載しております。いずれも、評価に使用する荷重 条件のほうが、実際の運用条件よりも保守的な設定となっていることを確認しております。 右肩11ページをお願いします。除灰要員荷重の影響確認の内容について説明いたします。 まずは、確認対象施設の選定ですが、各プラントの防護対象施設の中で、裕度が最も低い 建屋及び設備を代表施設として選定しております。確認方法としまして、約100キロの除灰 要員が、1平米ごとに配置されているのと同様の荷重状態を考慮しております。評価として、 まずは簡易評価では、荷重に対して、発生応力等は比例して増加しますので、除灰要員荷 重追加に伴う荷重の増加率を発生応力等に乗じて算出いたします。そして、簡易評価で裕 度1を下回った場合には、詳細評価による影響確認を行います。右肩12ページをお願いしま す。こちら、簡易評価の結果になります。上段の表では、除灰要員荷重追加に伴う荷重の 増加率を示しております。下段の表では、各施設の発生応力にこの増加率を乗じ、除灰要 員を含む発生応力を計算しております。簡易評価の結果、上から2つ目の美浜3号機の燃料 取替用水タンクと、高浜1号機の燃料取替用水タンクについては、裕度が1を下回ったこと から、詳細評価を実施します。右肩13ページをお願いします。簡易評価で裕度1を下回った 先ほどの屋外タンクについて、評価条件の精緻化を行い、詳細評価を実施いたします。簡 易評価では、屋根板の評価温度は最高使用温度を用いておりましたが、荷重条件に積雪を 考慮していることから、雪との接触、及び冬季の外気温を踏まえ、詳細評価では、最高使 用温度より実態に近い、周囲環境温度に設定いたします。その結果、上段の表のとおり、

許容応力が増加いたします。応力評価の結果が、下段の表になります。いずれの設備も裕度1以上を確保しており、問題ないことを確認しております。右肩14ページをお願いします。前回の審査会合で、代表プラントである高浜3・4号機の説明を行いまして、本日の審査会合で、代表プラント以外の説明を行いました。今後は、認可に向けて補正手続きを行う予定としております。設工認についての説明は以上になります。

- ○山中委員 それでは、質疑に移ります。質問、コメントございますか。
- ○立元管理官補佐 原子力規制庁の立元です。今回、高浜3・4と同じ指摘事項については、 高浜3・4と同様の考え方、変更内容であることについて理解しました。今回、新しく高 浜3・4号では対象外としていた、高浜1・2号機、美浜3号機でのタンクの屋根板温度 について、今の申請書上は、既工認実績と異なる評価条件を使っていたわけですけれども、 今回補正で、これまでの既工認実績と同じ最高使用温度を用いた評価にする、というとこ ろでの補正の方針についても理解しました。詳細評価については、今後申請書の中身を引 き続き確認していきますので、適切な申請書への反映をお願いします。よろしいでしょう か。
- ○沼田(関西電力) 関西電力の沼田です。承知いたしました。
- 〇山中委員 その他いかがですか。よろしいですか。それでは、引き続き保安規定についての資料の説明をお願いします。
- ○沼田(関西電力) 関西電力の沼田でございます。それでは、保安規定側の説明をさせていただきます。資料は右肩資料1-2-1、高浜3・4号炉、大飯3・4号炉、原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査会合における指摘事項への回答についてを用いて説明いたします。右肩1ページをお願いします。ここでは、これまでの審査会合での指摘事項を表で整理しております。指摘事項は7点あり、高浜3・4号炉、及び大飯3・4号炉について本日説明いたします。右肩2ページをお願いします。ここでは、指摘事項No.1について説明いたします。ディーゼル発電機のフィルタ取替運用で設定した時間等については、試験結果に基づき設定を行っております。詳細について次ページ以降で説明いたします。右肩3ページをお願いします。ここでは、次ページ以降で説明いたします、DG改良型フィルタ関係の時間設定を整理するため、概要説明の審査会合での資料を掲載しております。次ページ以降では、この表の一番左の①から④の項目それぞれに対して説明いたします。また、資料の右肩の四角囲みで、大飯とありますが、説明の対象が、大飯3・4号か、高浜3・4号か、このような形で明示させていただいております。右肩4ページをお願いします。ここ

では、層厚変更に伴うDG改良型フィルタの閉塞時間について説明いたします。フィルタ試 験装置による確認方法は、炉規則改正のバックフィット対応時と同じ確認方法となってお り、概要図に示す装置を用いて試験を行い、最大捕集容量を算出いたします。右肩5ページ をお願いします。確認条件ですが、炉規則改正のバックフィット対応時と同様に、実機DG を模擬した試験条件としております。試験結果ですが、層厚変更後のフィルタ閉塞時間は、 518分であることを確認しており、最大捕集容量は、約31万g/㎡となりました。なお、フィ ルタ閉塞時間が、層厚変更前より長くなっておりますが、この改善内容につきましては、 参考2をご参照ください。右肩6ページをお願いします。ここでは、DG改良型フィルタの取 替着手時間を説明いたします。フィルタ性能試験の結果から、許容差圧到達時間が、518分 となり、想定する降灰継続時間中のフィルタ1セットあたりの清掃回数が少ないため、清掃 の繰り返しによる初期差圧上昇への影響を考慮する必要がなく、許容差圧の10分の1以下 となるように、基準捕集容量を約22万g/㎡と設定しております。そして、基準捕集容量到 達までの時間は、(2)の表により計算いたします。その結果、フィルタの基準捕集容量到達 までの時間は、361分になります。続いて(3)のフィルタ取替着手時間の設定ですが、この 361分から、フィルタ取替に要する時間20分を差し引き、フィルタ取替着手時間を340分と 設定しております。右肩7ページをお願いします。ここでは、DG改良型フィルタの清掃回数 について説明いたします。(1)のフィルタ清掃回数の算出ですが、前ページで求めたフィル タ取替着手時間等を踏まえ、フィルタ1セット当たりの清掃回数は、1回となります。次に、 フィルタ清掃回数の成立性確認を、清掃試験にて行っております。試験方法としては、ま ず、火山灰を410分まで付着させ、清掃前の差圧を測定いたします。その後、フィルタを清 掃し、清掃後の差圧を測定いたします。清掃試験の結果、フィルタ清掃前の差圧挙動は大 きく変化せず、許容差圧に対して十分余裕があり、清掃後の差圧も回復しているというこ とを確認いたしました。この結果から、層厚変更後においても、従来の清掃時間、清掃方 法での成立性が確認できているため、これまで設定しているフィルタ清掃時間の変更はあ りません。右肩8ページをお願いします。ここでは、DG機能を期待する時間について説明い たします。2段落目の部分ですけれども、DG機能を期待する時間は、炉規則改正バックフィ ットと同様に、気中降下火砕物濃度の2倍を想定し、基準捕集容量に到達するまでの時間を 2分の1として設定いたします。その結果、層厚変更後のDG機能を期待する時間は、180分と 設定しています。右肩9ページをお願いします。次に、指摘事項No.2の回答について説明い たします。電源車にかかる手順、また、次のやじりの上記以外の手順、それから、その次

のやじりのDG改良型フィルタの取替、それぞれについて、問題なく運用できるということ を確認しております。詳細は、次のスライド以降で説明いたします。右肩10ページをお願 いします。ここでは、電源車に係る手順の変更内容について説明いたします。下図のとお り、電源車は、移動場所をタービン建屋から、原子炉周辺建屋へ変更しており、タイムチ ャートの部分も変更しております。まず、電源車の移動ですが、移動距離は既認可と比べ て長くなりましたが、従前は3号で実施してから、4号実施としていた手順のうち一部と して、電源車の移動を並行実施することで、50分以内に完了することを現場で確認してお ります。そして、電源車排気ファン及び仮設ダクトの設置作業については、保安規定に定 める要員数、想定時間を、4名60分から、3名130分に変更しておりますが、変更後の要員数、 想定時間の範囲内で完了するということを、現場で確認しております。右肩11ページをお 願いします。ここでは、仮設中圧ポンプに係る必要な手順の変更内容について説明いたし ます。仮設中圧ポンプによる蒸気発生器2次側への注水作業においては、本対策に必要な手 順に要する時間を積み上げ、仮設中圧ポンプ起動の時間を設定しております。今回の層厚 見直しに伴い、SBO発生時間が後ろ倒しになったため、既認可では、噴火発生から195分後 に準備完了としておりましたが、275分に変更しております。右肩12ページをお願いします。 ここでは、SG注水による炉心冷却の成立性について説明いたします。見直し後の層厚にお いて、想定するシナリオに即した解析を実施した結果、SGへの給水が停止することにより、 SGの水位が一時的に低下するものの、SG仮設中圧ポンプによる注水の効果により、SGの水 位は約18%以上に保たれます。このため、SG保有水が喪失することはなく、SGによる継続 的な炉心冷却が可能であることから、炉心の著しい損傷に至らないということを確認いた しました。右肩13ページをお願いします。ここでは、火山対応における要員の成立性につ いて説明いたします。文字が小さくて恐縮ですけれども、次のページに同じ資料のA3版を 添付しておりますので、ご参照ください。層厚変更に伴うDG改良型フィルタの運用変更及 び手順変更を踏まえたタイムチャートでは、事象発生から降灰開始24時間後までのすべて の時間帯において、火山対応に必要な要員数は、発電所の常駐要員数を下回っているため、 対応が可能であるということを確認しております。右肩14ページをお願いします。ここで は、層厚変更に伴うDG改良型フィルタ取替運用への影響確認結果について説明いたします。 改良型フィルタのフィルタ取替清掃作業は、8人で取替20分、清掃80分としておりますが、 層厚変更によっても、取替清掃の作業方法は変わらないということを確認しております。 改良型フィルタのフィルタ取替着手時間については、既認可では120分と設定しておりま

したが、層厚変更を踏まえたフィルタ試験の結果、フィルタ取替着手時間を340分に変更し ております。なお、フィルタ取替着手時間は、社内標準に定めており、保安規定の変更は ありません。以上から、取替、清掃の作業方法、作業時間に変更はなく、フィルタ取替着 手時間が340分に対し、清掃時間が80分のため、取替着手時間までに清掃作業が完了し、繰 り返し取替清掃作業が行えるということを確認しております。右肩15ページをお願いしま す。次に、指摘事項No.3の回答を説明いたします。2つ目のやじりですが、保安規定の運用 の成立性確認として、除灰運用及び灰置き場の確保について確認した結果、各除灰運用及 び資機材を変更することなく成立することを確認しております。詳細は、次ページ以降で 説明いたします。右肩16ページをお願いします。ここでは、各施設に対する除灰運用及び 資機材の変更要否について確認結果を説明いたします。表に示すとおり、各施設に対する 除灰に要する時間及び灰置き場の容量について、除灰運用及び資機材を変更することなく 成立することを確認いたしました。次ページ以降で確認内容について説明いたします。右 肩17ページをお願いします。こちらでは、DB施設の除灰が30日以内に可能であるというこ とを確認しております。右肩18ページをお願いします。こちらでは、SA施設の除灰が30日 以内に可能であることを確認しております。右肩19ページをお願いします。こちらでは、 重油タンクからDGの燃料油貯蔵タンクまで燃料輸送するために使用するアクセスルートの 除灰が、燃料油の輸送が必要となるDG起動後3日以内に実施できることを確認しておりま す。右肩20ページをお願いします。ここでは、灰置き場の容量について、DB施設とSA施設 を除灰した火山灰が、灰置き場に集積可能であるということを確認しております。また、 灰置き場に火山灰を保管しても、周辺施設に影響がないことも確認しております。右肩21 ページをお願いします。次に、指摘事項No.4についての回答です。3号炉側へ電源車を接 続する場合でも、3 号炉側作業と同じ要員数、時間で完了できることを確認しております。 また、電源車を3号炉、4号炉のいずれに配置するかについては、両号炉の燃料取扱建屋 内の作業情報を基に所長が配置場所を決定いたします。詳細は、次のスライドにて説明い たします。右肩22ページをお願いします。3号炉と4号炉の配置関係は、図のとおり、ミ ラー配置であるため、3号炉側、または4号炉側のいずれに配置する場合であっても、電 源車の移動、給電ケーブルの敷設、接続、及び可搬式ファン及び仮設ダクトの敷設・設置 について、同じ要員数、時間で完了できることを確認しております。また、図の下側の文 章ですが、通信連絡設備用の電源車を、3号炉側、または4号炉側のいずれの燃料取扱建 屋に配置するかの判断については、両号炉の燃料取扱建屋の作業情報は、日常的に収集、

共有されており、その情報を基に、所長が配置場所を決定いたします。右肩23ページをお 願いします。次に指摘事項No.5についての回答を説明いたします。水源、燃料それぞれ必 要な容量は確保しておりまして、次のスライドにて詳細を説明いたします。右肩24ページ をお願いします。まず、水源確保についてご説明いたします。火山影響等の発生時は、蒸 気発生器2次側による炉心冷却を行う水源として、図の左側にあるように、復水タンクを使 用し、消火水バックアップタンクからの補給を行うことにより、必要量を確保いたします。 図の左側の水源の水量の総和は、高浜で1,017㎡、大飯で1,320㎡ですが、右の図の必要な 給水量を上回っておりますので、火山影響等発生時に必要な水源は確保できております。 右肩25ページをお願いします。次に、高浜における燃料確保についてご説明いたします。 火山影響等発生時の対応として使用する電源設備としては、表中の①から③までの3種類 があります。このうち①でのディーゼル発電機については、表に示すとおり、補給なしで 24時間以上の連続運転が可能です。また、②及び③の電源車については、起動する電源車 の燃料に加え、燃料補給源の電源車から燃料を補給することで、24時間の運転継続に必要 な燃料消費量を確保できるということを確認しております。右肩26ページをお願いいたし ます。次に、大飯における燃料確保についてです。大飯も、高浜同様、24時間の運転継続 に必要な燃料消費量を確保できることを確認しております。右肩27ページをお願いします。 次に、指摘事項No.6の回答について説明いたします。運転員及び緊急安全対策要員の個別 操作時間については、移動時間も考慮して設定しておりまして、詳細は次のスライド以降 で説明いたします。右肩28ページをお願いします。移動時間の考え方を文書で記載してお りますが、次のスライドでイメージ図で示しておりますので、そちらで説明させていただ きます。右肩29ページをお願いします。タイムチャートと、移動時間の考え方をイメージ 図に落とし込んでおります。まず、青色の1、噴火発生からの初動対応では、中央制御室、 または緊急時対策所から要因が出発し、各作業場所までの移動時間を踏まえて設定してお り、青点線で示す箇所が移動時間を示しております。次に、赤色の2、対応作業が完了した 要因が、別の作業場所へ移動する場合では、前の手順の作業場所から、後ろの手順の作業 場所への移動時間を踏まえて設定しており、赤の点線で示す箇所が、移動時間を示してお ります。また、緑色の3、反復する作業を長時間行う場合では、DGのフィルタ取替清掃のよ うに、反復する作業を長時間行う場合については、右下の図のとおり、必要要員数のピー クは、初動対応であることから、時間の経過とともに、他の作業を終えた緊急安全対策要 員と、適宜交代することも可能であるということを確認しております。このように、移動

時間等を考慮した設定としているというものでございます。右肩30ページをお願いします。 指摘事項No.7について、回答させていただきます。まず、火山灰運搬車両の位置づけです が、灰置き場への火山灰の運搬は、ブルドーザ等により、灰置き場へのルートを確保した 上で、トラックにて灰の運搬を繰り返します。火山灰運搬車両の位置づけといたしまして は、ブルドーザ等は設備資機材として管理、トラックは汎用品として扱っておりますので、 今後も同様の扱いといたします。次に、火山灰影響への対応ですが、火山灰の運搬は、降 灰終了後に実施するため、火山灰の影響は限定的と考えられますが、地面に積もった火山 灰の巻き上げの影響として、視界を遮ったり、エンジンフィルタが目詰まりするといった ような影響が想定されますので、①ライトを点灯し徐行する、②エアフィルタの交換頻度 を高める、の2点に留意し、社内標準に対応を定めることといたします。ご説明は以上です。 〇山中委員 それでは、質疑に移ります。質問コメントございますか。

○髙橋管理官補佐 規制庁の髙橋です。資料の5ページ目の改良型フィルタ閉塞時間の確認結果の説明で、層厚変更に伴い気中降下火砕物濃度が増加すると、フィルタの閉塞時間が短くなると思いますが、大飯では、既認可よりもフィルタ閉塞時間が長くなるとありました。閉塞時間の改善内容として、参考2のほうで、フィルタの改造について示されておりますが、なぜ今まで取り付けていたラビリンス板を取り外してもよいとするのか、フィルタ性能に悪影響を与えないのか説明してください。また、フィルタに吸着しきれなかった灰は、フィルタ性能に悪影響を与えないのか説明してください。

○木村(関西電力) 関西電力の木村です。まず1点目のご質問ですけれども、参考2のところの最初のスライドお願いしたいんですけれども、資料1-2-1でございますけれども、参考2の1ページ目をお願いいたします。この改善前の設計というところなんですけれども、当初の設計ですと、強制的に流れの乱れを発生させまして、流入する火山灰、フィルタに付着した火山灰を叩き落とす効果を期待するために、フィルタの出入口を互い違いに塞ぐ「ラビリンス板」というものを付けておりました。この図でありますと、茶色で塗っている部分でありますけど、こういった板を付けておりました。次のページをお願いいたします。大山生竹テフラの層厚25センチの議論がなされたときに、DGフィルタ運用の取替え影響を確認するために、層厚25センチの気中降下火砕物濃度のフィルタ性能試験を取りあえず実施いたしました。この表が、表にまとめておりますけれども、高浜、大飯、それぞれ1と2のところの比較になりますけれども、層厚10センチのときより、層厚25センチに上げた濃度でありますと、フィルタ閉塞時間が約半分以上短くなるという結果となりました。

その短くなっている要因を検討したところによりますと、ラビリンス板がありますと、入 り口、出口半分塞いでおりますので、流速が約2倍になりますというところで、これまでの 知見を考えますと、流速が速くなると、フィルタが詰まりやすいということで、速くなれ ば、目開き寸法のところにはまりやすくなるという知見が得られておりましたので、この 濃度が上がったときに、フィルタの閉塞時間が大きく短くなるという要因の一つであると いうことを考えまして、ラビリンス板を取り外すことにいたしました。そのラビリンス板 を取り外して、その同じ25センチの濃度で試験をしたところ、先ほどの2番のところなんで すけれども、3番のところで、かなり改善効果が得られましたというところで、濃度が上が ったときの対応としましては、ラビリンス板を外す方がいいという結論に至りました。そ ういうところで、今まで、以前当初設計でラビリンスを付けていた叩き落とし効果という ところは、濃度が上がったときにはちょっとあまり効果が期待できないというところが得 られておりますので、今回はラビリンス板を取り外して、大山の層厚見直しの対応をした いと考えておりますので、外しても問題ないと考えております。続いて、2点目ですけれど も、フィルタに付着しました影響の確認ですけれども、高浜3・4号炉の場合は、フィル タの取付け向きが下向きでございます。フィルタに吸着されない火山灰は下に落ちること になりますので、当然フィルタには堆積しませんので、影響はないと判断しております。 大飯3・4号炉の場合ですけれども、資料の1-2-3の通しページ、8ページ目をお願いい たします。このページですけれども、大飯3・4号炉のDGのフィルタの取り付け位置の配 置図を表したものでございます。大飯3・4号炉の場合は、フィルタを横向きに取り付け る構造となっておりますので、構造的にフィルタに吸着されない火山灰というのは、フィ ルタの内側に落ちて堆積することが考えられます。しかしながら、下の図の構造を見てい ただきたいんですけれども、大飯3・4号炉の空気流入経路につきましては、空気の取り 入れ口の構図が下向き構造ということと、あと広い前室エリアを経由して、フィルタを通 過するという流れになっております。フィルタまで火山灰が堆積しにくい構造であること になります。また、フィルタに到着した火山灰及びフィルタの入り口付近に落ちた火山灰 につきましては、DGの吸気による流れによりフィルタ内部に吸着され、フィルタ清掃時に 回収されますと。このフィルタ清掃なんですけども、フィルタの許容差圧の1/10以下とな るように基準補集容量を設定して、早めにフィルタ清掃に着手する運用としております。 さらに、フィルタの入り口側につきましては、フィルタ取り付けフレームによる段差があ ることと、広い前室エリアとつながっているということがあります。したがいまして、フ ィルタの入り口側に落ちた火山灰が悪影響を及ぼすことはないと判断しております。説明 は以上です。

- ○髙橋管理官補佐 規制庁の髙橋です。今の説明は分かりました。ワードの説明で、補足 説明資料に記載のない内容につきましては、今後、同資料への反映をお願いします。以上 です。
- ○沼田(関西電力) 補足説明資料への反映、承知いたしました。
- ○山中委員 その他、何か確認しておきたいことはございますか。
- ○止野安全管理調査官 原子力規制庁の止野でございます。本日は、DNPに係る設工認、あ と保安規定につきましては、本日の審査会合の審議によりまして、現時点における技術的 な論点についてはおおむね確認ができたかなと、そのように考えています。引き続きヒア リング等で、添付資料の処理も含めて、申請内容の詳細の事実確認を進めていきたいと思 っておりますので、先ほど補正の必要性等の話もありましたけれども、適切に対応してい ただくようにお願いいたします。私からは以上です。
- ○沼田(関西電力) 承知いたしました。
- 〇山中委員 その他いかがですか。よろしいですか。関西電力側から何か確認しておきた いことございますか。
- ○佐藤(関西電力) 関西電力の佐藤でございます。私からはありませんけれども、事業本部、実務側で何かありましたら質問ください。なければないという旨を申し述べてください。以上です。
- 〇沼田(関西電力) 関西電力の沼田です。事業本部側もございません。
- 〇山中委員 それでは、本日予定していた議題は以上です。第1021回審査会合を閉会いた します。